

在宅要援護高齢者介護者手当のご案内

在宅の要援護高齢者を常時介護している方に対し、手当を支給することにより、経済的負担等の軽減を図り、在宅福祉の増進に寄与することを目的とした手当です。月額5,000円の手当を年2回に分けて支給します。

■利用対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・鴻巣市内に居住する65歳以上の在宅または入院中で要介護4または5の方を常時介護している。
- ・要援護高齢者を3か月を超えて継続して介護しており、住民票において1年以上同一世帯である。
- ・介護保険料を滞納していない。
- ・鴻巣市在宅重度障害者介護者手当を受給していない（併給不可）。
- ・要介護2～5の認定を受けていない（介護者）。

■利用対象外 以下に該当する方は対象外になります。

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入所している方
- ・グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等にお住まいの方
- ・ショートステイを長期間に渡り連続して利用されている方

■申請方法 以下の書類をご提出ください。

- ・在宅要援護高齢者介護者手当支給申請書

→ 審査の結果、決定となった場合は「支給決定通知書」を郵送いたします。

→ 本手当の支給対象は申請の翌月からになります。ただし、月の初めの開庁日に提出した場合、当該月から対象となります。

■現況の確認

- ・半年以上受給されている方は、5月末に市役所から発送する現況届の提出をお願いいたします。

■手当の支給

- ・本手当は申請書にご記入いただいた指定の口座へ、年2回に分けて支給します。
- ・支給月は9月（1月～6月分）と3月（7月～12月分）です。
- ・支給にあたって通知等はありません。

■変更の届出

転居や入所などによって利用者に関する変更や要件に合致しなくなった場合は、廃止の手続きが発生します。必ずご連絡ください。

【お問い合わせ】

〒365-8601 鴻巣市中央1-1 鴻巣市介護保険課 高齢福祉担当
(TEL) 048-541-1321 (FAX) 048-541-1328